

令和5年9月6日
世田谷保健所健康推進課

多職種チームの訪問支援事業の拡充による「入院者訪問支援事業」の実施について

1 主旨

令和5年3月、精神保健福祉法の改正により、その目的に「精神障害者の権利擁護を図ること」が追記され、国の「入院者訪問支援事業」が創設された。区は、現行の「多職種チームの訪問支援事業」での措置入院者を対象とした支援を拡充し、新たに、区長同意の医療保護入院者も対象に加え、「入院者訪問支援事業」を実施する。

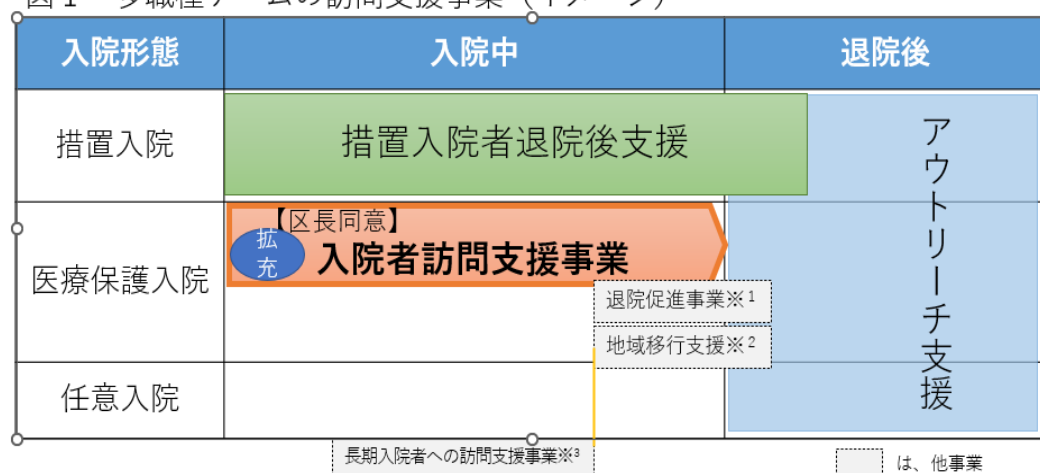
2 精神保健福祉法改正における内容 *医療保護入院に関連の事項

- (1) 区長同意による入院者の権利擁護を目的とした「入院者訪問支援事業」を創設し、令和6年4月から都道府県、政令指定都市、特別区、保健所設置市において実施する同事業に対し補助を行う。
- (2) 医療保護入院の同意や退院請求を行うことができる「家族等」の取扱いが変更され、家族等が存在しても以下の場合、医療機関は区市町村長に同意の申請ができるようになる。
 - ・令和5年4月～：家族等がDVや虐待の加害者の場合
 - ・令和6年4月～：家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合
- (3) 医療機関は、医療保護入院者に退院後生活環境相談員を選任する義務があるが、さらに地域移行に向けた地域支援者の紹介についても義務化された。

3 「多職種チームの訪問支援事業」について（平成31年度開始） ※図1参照

保健所の保健師や精神保健相談員が総合支所保健福祉センターの保健師等と連携し、未治療や治療中断等の対応が困難な精神障害者や精神疾患等者の事例への訪問支援（アウトリーチ支援）や、措置入院等の精神障害者の退院後支援に関する計画作成等を実施している。

図1 多職種チームの訪問支援事業（イメージ）



※1 生活保護を受給し入院中で退院が可能な精神障害者に対する住居の確保や居住の継続等の退院促進事業（6か月間）

※2 障害者総合支援法に基づき、入院中の精神障害者等を対象に民間の相談支援事業者が行う地域生活への移行支援（6か月間）

※3 入院形態を問わず、一年以上入院している精神障害者に対する訪問支援事業（区委託事業）

4 区の入院者訪問支援事業の概要

(1)目的

医療保護入院中の精神障害者は一般に面会交流や外出等の行動が制限されており、自尊心・自立性の低下とともに孤立を深める環境に置かれている。区が入院早期から当該医療機関を外部から訪問する事業を行うことで、精神障害者の孤立・不安の解消、権利擁護と、本人を主体とした円滑な地域生活への移行、非自発的入院の繰り返しの予防等に資する。

(2)支援対象者

区長同意による医療保護入院者

(3)支援期間

区長同意に基づく入院中

(4)事業内容

- ①入院中の本人に定期的に訪問し、生活に関する相談、情報提供等の役割を担う職員として「入院者訪問支援員」(以下「訪問支援員」という)を派遣する。
- ②「訪問支援員」は、上記①のほか、本人の状況や病状に合わせた本人の意向を尊重した退院に向けた支援(通院の中断や病状悪化の兆候がみられた際の対応方針など)や、退院阻害要因のアセスメントを行い地域移行事業につなげるなど既存の支援や事業の活用を促進し、適切な医療継続やサービス提供及び調整を行う。区の付加内容

(5)実施体制

- ①3に記載の「多職種チームの訪問支援事業」を拡充し、精神保健相談員が「訪問支援員」を担う。
- ②「訪問支援員」の資格は、入院後早期から病院に訪問し、本人の病状に合わせた的確な面接を行うために、保健師又は精神保健福祉士等の精神保健に関する有資格者とする。
- ③国の「入院者訪問支援事業実施要領」に基づき、事業の実施体制や評価のための定期的な「推進会議」として「世田谷区精神障害者等支援連絡協議会」を位置付ける。また、個別支援の検討を目的とした「実務者会議」は、保健所及び総合支所保健福祉センター並びに障害福祉部等の庁内の実務担当職員から構成する会議とする。

(6)事業のプロセス ※図2参照

区が区長同意入院を把握後、「訪問支援員」は、総合支所保健福祉センターの担当者と実務者会議を開催し、情報共有や必要な調整を行う。その後、入院先に訪問し本事業について説明の上、本人の希望を確認して定期的な病院訪問を開始する。

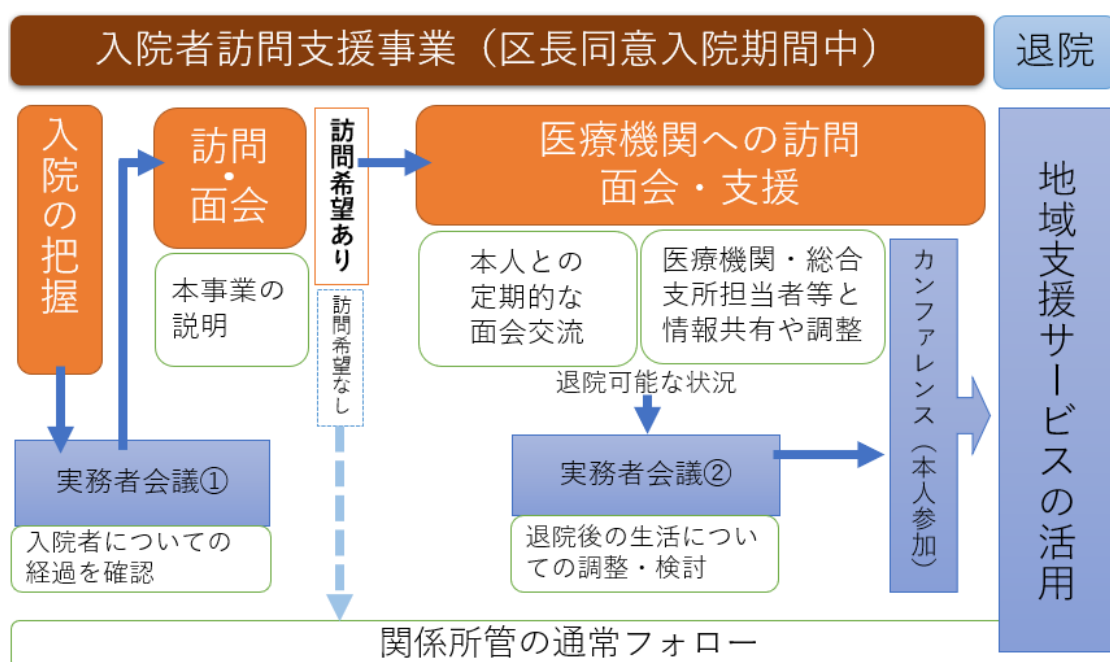
入院中は、本人との面会交流のほか、医療機関職員や総合支所担当者との情報共有や調整を行う。本人の退院が可能となったら実務者会議を開催し、退院後の生活についての調整・検討を行う。

その後、入院先医療機関で本人を含むカンファレンスを開催し、本人の意向を尊重しつつ、退院に向けた地域支援サービスを活用し、地域生活の定着を図る。

(7)その他

区は、精神科病院の退院後生活環境相談員等(各精神科病院で指定)に対して本事業の活用促進と、退院支援および退院後の地域生活定着に向けた地域と病院の連携体制構築のためのネットワークづくりを行う。

図2 入院者訪問支援事業の流れ（イメージ）



5 本事業による効果

- (1)「訪問支援員」が入院中から定期面接し、本人と退院後の地域生活を見据えて、医療中断や病状悪化の兆候がみられた際の対処方針を作成することで、退院後の地域生活への安定的な移行と定着が期待できる。
- (2)「訪問支援員」が定期面接することで、多角的にアセスメントを行うことが可能になり、退院促進事業や地域移行事業、長期入院者への訪問支援事業など現状のサービスの有効活用が期待できる。
- (3)入院中からサービス調整を行うことで、困難な事例(入退院の繰り返しや通院中断等)を減少させることが期待できる。
- (4)実務者会議において事例の検討を積み重ねることで、職員のフォローとスキルアップ等につながる。

6 令和6年度 概算経費

歳出 15,682 千円 会計年度任用職員人件費(精神保健相談員4名)等
 歳入 7,841 千円 (特定財源:国補助1/2)

7 今後のスケジュール(予定)

令和6年 1月 精神障害者等支援連絡協議会
 4月 入院者訪問支援事業 開始

<別紙>

1 精神保健福祉法における主な入院形態

入院形態	対象	要件等
任意入院 (法第20条)	入院を必要とする精神障害者で、入院について本人の同意がある者	精神保健指定医の診察は不要
措置入院 (法第29条)	入院させなければ精神的症状による自傷他害のおそれのある精神障害者	精神保健指定医2名の診断結果が一致した場合に都道府県知事の権限で行われる
医療保護入院 (法第33条)	入院を必要とする精神障害者で、自傷他害のおそれはないが、任意入院を行う状態にない者	精神保健指定医の診察及び家族等の同意が必要

2 医療保護入院の状況

	令和元年度 届出数	令和2年度 届出数	令和3年度	
			届出数	人口万対件数
世田谷区	1,210	1,185	991	10.5
特別区	9,907	9,203	9,081	9.4
東京都	19,281	18,441	18,760	13.4

資料：令和4年版 東京都の精神保健福祉の動向 特別区・島しょ編

3 区長同意入院の経年推移（世田谷区）

年度	総件数	内訳) 生活保護	再掲) 年齢別内訳			
			64歳以下		65歳以上	
				内) 生保		内) 生保
令和4年度	42	29	19	15	23	14
令和3年度	63	39	34	25	29	14
令和2年度	82	55	46	35	36	20
令和元年度	86	55	43	30	43	25

「生保」は生活保護受給者